新型コロナウイルス対策マル経等の売上高減少要件緩和について

標記については、商工会や商工会議所の支援を受けておられる小規模事業者の方に実質無利子・無保証で日本政策金融公庫の融資をご利用いただける制度ですが、この度利用条件が下記の通り緩和されました。

|  |  |
| --- | --- |
| **今回改正後** | 現行 |
| ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者のうち  ○**最近１か月の売上高又は過去６か月(最近１か月を含む。)の平均売上高が**  ○前年又は前々年同期と比較して５％以上減少又はこれと同様の状況にある者であって、小規模事業者に該当するもの | ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者のうち  ○最近１か月の売上高が  ○前年又は前々年同期と比較して５％以上減少又はこれと同様の状況にある者であって、小規模事業者に該当するもの |

以前は最近１か月間の売上高が５％以上減少していないとご利用いただけませんでしたが、**今回改正により過去６か月間の平均売上高が５％以上減少していれば利用できる**ことになりました。

資金繰りでお困りごとがある場合は、ぜひ東近江市商工会までご相談ください。